

## 県・市町村連携の取組事例 ～災害時の応援職員の派遣～

大規模災害発生時等においては、被害が広範囲にわたり発生し、被災市町村単独での対応が困難であることから、災害対策基本法の規定に基づき定められている協定や災害救助法の規定等に基づき、被災市町村への応援を行うこととしている。

令和5年7月14日からの大雨被害に伴う応援職員の派遣状況は、次のとおり。

### ◆県及び市町村職員の派遣

#### (1) 災害時の相互応援協定に基づく派遣

派遣期間：令和5年7月20日から8月31日まで

派遣先：秋田市（8月31日まで）、五城目町（8月22日まで）

従事業務：給水業務、家屋被害認定調査等

実績：8月31日までに県及び県内市町村職員、延べ2101人派遣

#### (2) 災害復旧支援業務に係る派遣

派遣期間：令和5年8月12日から9月29日まで

派遣先：五城目町（町災害対策本部事務局）

実績：県総務部総合防災課防災監等、延べ46人

#### (3) 災害救助法業務に係る派遣

派遣期間：令和5年10月2日から（継続中）

派遣先：五城目町

派遣者：県総務部総合防災課職員（1～2人/日）、県内市町村職員（2人/日）

#### (4) 応急給水業務に係る派遣

派遣期間：令和5年7月16日から26日まで

派遣先：男鹿市、八峰町、五城目町、井川町

実績：秋田市ほか7市から、延べ105人派遣